平成２６年（フ）第２４８号
千葉県八街市文違301番地825　赤尾住宅15号
債務者　畠添　三郎
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２６４号
千葉県八街市朝日79番地５
債務者　川畑グレースこと　ＫＡＷＡＢＡＴＡ　ＧＲＡＣＥ　ＡＱＵＩＮＯ
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第２号
千葉県佐倉市臼井田980番地３
債務者　寺岡　　愛
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第３号
千葉県白井市清水口２丁目４番７棟501号
債務者　**廣**木　由香
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第６号
千葉県佐倉市井野1412番地２　サンフラワーハイツ志津302
債務者　神　　勝一
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第７号
千葉県八街市文違301番地3560
債務者　三浦有紀子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第１３号
千葉県成田市取香446番地１　聖マリア記念病院内
債務者　小笠原　靖
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第２１６９号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1413番地　ラッキーゾーン溝畑102号
債務者　若山　八郎
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１７０号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1413番地　ラッキーゾーン溝畑102号、住民票上の住所愛知県江南市高屋町旭124番地２
債務者　若山きぬ子
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１号
岡山県浅口市金光町須恵841番地２
債務者　藤本　宜之
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２号
岡山県浅口市金光町須恵841番地２
債務者　藤本　洋子
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第４１２号
高知市北新田町１番34号　エスポワール21南棟401号
債務者　朝比奈進也
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１６号
高知市南はりまや町１丁目３番17号　恒石ビル４Ｆ
債務者　森本　美和
1　決定年月日時　平成27年２月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１０６２号
千葉県市川市東菅野３丁目31番６号　スリーズ106号
債務者　仁井田美香（旧姓南條）
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前11時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５２１号
岡山市南区浜野３丁目14番12号Ａ―101
債務者　原　のどか
1　決定年月日時　平成27年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２号
岡山市北区東古松１丁目10番14号　プレアデスＡ401、旧住所岡山県倉敷市福田町浦田2378番地405
債務者　皆木多香枝
1　決定年月日時　平成27年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０号
岡山市中区海吉2131番地１海吉市営住宅Ｄ―304番館８号
債務者　時實　　恵
1　決定年月日時　平成27年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部